

こんなとき、被扶養者ではなくなります

就職や結婚などで 他の制度に加入したとき

- 被扶養者が就職して、勤め先の健保組合等の被保険者になったとき
- 被扶養者が結婚して、配偶者の被扶養者になったとき



パートやアルバイトなどの 年収が基準額を超えたとき



- 被扶養者の年収が130万円※以上、または被保険者の収入の1/2以上のとき
- ※60歳以上または障害がある場合は、年収が180万円以上のとき（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）。

別居したとき

- 同居しなければ被扶養者にならない親族※が、別居したとき
- 別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りがないとき



※被保険者の配偶者（内縁を含む）、子、孫、弟妹、父母などの直系尊属以外の3親等内の親族は、同居しなければ被扶養者として認定できません。

仕送り額が変わったとき

- 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき



- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき
- 他の兄弟等からも仕送りがあり、被保険者からの仕送り額が、被扶養者の生計費の50%を超えていないとき

75歳になったとき

- 被扶養者が75歳※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき



※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様。

亡くなったとき

- 被扶養者が亡くなったとき



春は異動の
季節です

あなたの被扶養者となっているご家族が、次のようなケースに当てはまるときは被扶養者ではなくなります。
「被扶養者異動届」に保険証を添え、事業所を通じて、5日以内に健保組合へ提出してください。

ご家族（被扶養者）が就職や結婚されたときは、届出を！



Q 妻が半年前からパートで働き始めました。月々12万円ほどの収入がありますが、1年間の合計が130万円を超えなければ、今後も被扶養者のままでいられるでしょうか？

A いいえ、認められません。年収は暦上の1年間の合計収入ではなく、月額に換算して判断します。月額に換算すると…

年収130万円 → 月額 10万 8,334円

（60歳以上または障害がある場合）
年収180万円 → 月額 15万円

そのため、月額10万 8,334円以上のパートやアルバイトなどを始めた場合は、被扶養者とは認められません。月により収入が変動する場合は、連続する3ヵ月の平均額で判断します。

*収入は手取り額ではなく、税金等を差し引く前の額面が基準となり、利子収入、賃貸収入、公的年金（障害年金、遺族年金を含む）、失業保険給付、出産手当金、傷病手当金なども含まれます。

**手続きもれのないよう、
ご協力をお願いします**

被扶養者でなくなったにもかかわらず、手続きを忘れてしまっている方が少なくありません。こうした手続きもれは、健保組合が負担する医療費の増加だけでなく、高齢者医療制度に対し負担し

ている納付金の増加にもつながります。

納付金の金額は、被扶養者を含めた加入者数に応じて決められるため、本来は資格のない被扶養者が名簿に載っていると、納付金が増加し、結果的には保険料率の上昇を招く一因となる恐れがあります。

不要な支出をなくし、みなさんから納めていただいた保険料を適正に使うために、忘れずに手続きしてください。

